

■ 編集だより

編集後記

障害者雇用促進法が改正され、平成30年度より法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が追加されます。近年、精神障害者・発達障害者の就労支援は、ますます注目されています。障害者雇用は着実に進展し、ハローワークを通じた障害者の就職件数も年々増加、最近では、精神障害者の就職件数が身体障害者の就職件数を大きく上回っており、精神障害者の新規求職申込件数も増加しています。今後、障害者を雇用する企業は、精神障害者の雇用が中心となると考えられています。最近では、障害者本人への支援に加え、企業に対する職場定着支援の取り組みなども必要とされています。そのため、多職種による就労支援のさまざまな形態や地域連携の重要性が認識されています。

障害者が就職・定着するまでの支援は、さまざまな機関の連携により行われます。就職に向けた準備支援や求職活動支援として、就労移行支援事業における一般就労に向けた訓練、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援、ハローワークにおける職業指導・就職ガイダンス・職業実習先紹介・トライアル雇用など、地域障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションとして職業（職能）評価の実施・職業準備訓練などがあります。さらに職場適応支援、職業生活支援として、ジョブコーチ支援があり、就労移行支援事業における就職後の定着支援、障害者就業・生活支援センターにおける就職面と生活面にわたる関係機関との連携に基づく一体的な支援、地域障害者職業センターにおける専門的な職場適応支援などがあります。職業技能の習得をめざす場合、職業能力開発校を利用することも可能であり、一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な障害者などに対して、職業訓練を実施している障害者職業能力開発校もありますが、全国に19校しかありません。地域障害者職業センターも各都道府県に1つ程度しかなく、実際に活用できる支援は地域によって異なり、今後さらなる整備が期待されます。

精神疾患を有する方に関しては、発達障害との併存が多いことや診断はつかないものの発達障害的な特性が高いことが知られています。発達障害を有する方の就労支援において、限られた支援リソースを有効に利用するためには、本人の特性や併存障害に応じたかかわりについて支援者が理解を深め、それを地域連携に生かして就職先や地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターなどの各支援機関につなげていくことが重要です。今後も多職種によるライフステージを通じた切れ目のない連携体制が整備されることが期待されます。各支援機関間の連携を有効に機能させるためにも、多職種連携に慣れた精神科医が果たす役割は大きいと考えられます。今後の精神障害・発達障害を有する方の就労支援を円滑に行うためにも、それぞれの地域の中での好事例（グッド・プラクティス）を報告していただくなど、情報発信が期待されます。会員の先生方にはよい経過をたどった事例を積極的に本誌へぜひ投稿していただき、会員間で共有していただくことで、精神障害・発達障害を有する方の就労支援を円滑に進めていただけると幸いです。

高橋秀俊